

国民生活審議会消費者政策部会
第3回消費者団体訴訟制度検討委員会

議 事 録

内閣府国民生活局消費者企画課

国民生活審議会消費者政策部会
第3回消費者団体訴訟制度検討委員会議事次第

日 時 : 平成16年7月20日(火) 午前9時30分~11時34分

場 所 : 中央合同庁舎第4号館 共用第4特別会議室

- 議 事 :
1. 開 会
 2. 日本経済団体連合会からのヒアリング
(久保田政一経済本部長)
 3. 中小企業団体からのヒアリング
(全国商工会連合会 海老原正指導部長、日本商工会議所 山田光良産業政策副部長、全国中小企業団体中央会 中澤善美企画部主幹、全国商店街振興組合連合会 金子英昌総務部長)
 4. 消費者団体からのヒアリング
(全国消費者団体連絡会 神田敏子事務局長、全国消費生活相談員協会 藤井教子理事長)
 5. 閉 会

国民生活審議会消費者政策部会

消費者団体訴訟制度検討委員会 委員名簿

(敬称略、50音順)

委員長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	小塚荘一郎	上智大学大学院法学研究科助教授
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	三木 浩一	慶應義塾大学法学部教授
御船美智子	お茶の水女子大学生生活科学部教授	

国民生活審議会消費者政策部会
消費者団体訴訟制度検討委員会 出席者名簿

(敬称略、50音順)

委員 長	山本 豊	京都大学大学院法学研究科教授
委員	岩佐 朱美	社団法人消費者関連専門家会議理事
	上原 敏夫	一橋大学大学院法学研究科教授
	大河内美保	主婦連合会常任委員
	大村 多聞	三菱商事株式会社理事
	鹿野菜穂子	立命館大学法学部教授
	川本 敏	独立行政法人国民生活センター理事
	齋藤 憲道	松下電器産業株式会社法務本部 法務グループマネージャー
	品川 尚志	日本生活協同組合連合会専務理事
	高橋 伸子	生活経済ジャーナリスト
	角田真理子	明治学院大学法学部 消費情報環境法学科助教授
	寺田 範雄	全国商工会連合会専務理事
	長野 浩三	弁護士
	坂東 俊矢	京都産業大学法務研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	御船美智子	お茶の水女子大学生活科学部教授

事務局 田口国民生活局長、山田審議官、中村審議官、後藤総務課長、服部消費者企画課長、柳原国際室長、大高課長補佐、松下課長補佐、丸山課長補佐

山本委員長 定刻になりましたので、ただいまから第3回消費者団体訴訟制度検討委員会を開催いたします。

本日は、お忙しい中をお集まりいただきましてありがとうございます。

それでは、早速、議事に入ります。

本日は、消費者団体訴訟制度の意義、内容、問題点等につきまして、日本経済団体連合会、中小企業団体及び消費者団体からヒアリングを行います。それぞれにつき、まず20分程度御説明をいただきまして、その後、20分程度の質疑ということをお願いします。

まず、日本経済団体連合会の久保田政一経済本部長から御説明をいただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいいたします。

久保田氏（日本経済団体連合会） ただいま御紹介いただきました久保田と申します。本日は、経団連の考え方を説明する機会を与えていただきまして、ありがとうございます。

それでは、座って説明させていただきます。

お手元に資料を2種類御用意させていただいているかと思えます。一つは、資料1-1「消費者団体訴訟制度に関する意見照会結果のポイントについて」というもの。それから、資料1-2が「企業行動憲章 実行の手引き(第4版)」というもので、抜粋ですが、2種類お配りさせていただいております。

冒頭、この消費者団体訴訟制度に関する意見照会についての経団連のアンケート結果のポイントについて御説明する前に、こういった企業倫理の問題というか、消費者対応について、経団連がどのように取り組んでいるのかについて、せっかくの機会ですので御説明させていただきたいと思います。

資料1-2でございます。企業行動憲章ということで、これは既に御覧になっている方もいらっしゃるかと思えますけれども、第4版と書いてございます。また、最近改訂した直近のものをお手元にお配りしてございます。経団連では、こういった企業倫理の問題は重要であると考えておりまして、自由主義経済社会において企業の自由な活動を確保するという意味での、経済構造改革とか規制緩和の推進と並んで、こういった企業倫理の遵守の徹底を車の両輪と考えている次第でございます。

こういった企業倫理の問題については、企業が自主的かつ積極的に取り組んでいくことが望ましいという意味で、経団連として、こういった企業行動憲章をつくりまして、これを一つのモデルとして、業界ごと、企業ごとにまたそれぞれの憲章をつくっていただいて、遵守に取り組んでいただいているというのが現状でございます。

具体的には、「序文」と書いてあるページでございますけれども、これはこの5月に新たに改訂したもので、その趣旨は、昨今のCSRの対応で、もう一度憲章を見直して新しくつくったことが書いてございます。

憲章そのものは、もう1枚めくっていただきますと、「企業行動憲章 - 社会の信頼と共感を得るために - 」ということで、1991年当時は、どちらかという、総会屋対策というか、そういう反社会的な勢力への対抗という意味での企業行動憲章ということにやや軸足があったわけですが、その後、時代の変遷で、それぞれの重点を加える形で今日の憲章ができております。

とりわけこの消費者対応の問題につきましては、行動憲章の1として、最重点に掲げてございまして、行動憲章の1として、「社会的に有用な製品・サービスを安全性や個人情報・顧客情報の保護に十分配慮して開発、提供し、消費者・顧客の満足と信頼を獲得する」となっております。ただ、この憲章だけでは、やや抽象的で具体性に欠けるということもありますので、それに加えて、もう少し具体的な中身に踏み込んだ形を「手引き」という形であわせて周知徹底しているところでございます。

それが、1枚めくっていただきますと1ページですが、先ほどの1の憲章を冒頭に掲げまして、その背景、どういうところに重点を置くべきかをそこに掲げているわけでございます。とりわけ「背景」の(3)のところ、「消費者・顧客の視点に立った契約と情報提供の必要性の高まり」ということで、近年、消費者政策において、消費者は「保護される者」として受動的に捉えるのではなく、「自立した主体」として位置づけられるようになってきたということございまして、これは先般、国民生活審議会でおまとめいただいた提言を引用している形になっております。また、2001年4月に施行された消費者契約法では、不適切な情報や勧誘による契約の取消し、消費者利益を不当に害する契約条項の無効性を定めているということで、企業が、消費者に必要な情報を提供することはますます重要になってきているということで、こうした消費者対応の重要性をこの企業行動憲章でも強調している次第でございます。

それでは、本題に移りまして、この消費者団体訴訟制度に関する経団連の考え方でございますけれども、冒頭にお断りしなければいけないのは、当初、事務局からお話があったときに、現段階ではまだ、経団連として、この問題についての結論というか、どういう方向で取り組むかということが決まっていなかったということを申し上げたところ、今日の段階では、まだ審議の初期の段階ということもあって、必ずしも方向性が出ていなくても、と

りあえず経済界が考えているような、この問題に対する考え方あるいは懸念等、そういったものを御披露させていただくということでもいいというお話でしたので、今日は、そういう意味で、経団連の主要会員企業にこの問題についてアンケートのような形でお伺いしたところ出てきた結果を御披露するということで、やや冗長な説明になるかと思えますけれども、その点を御了承いただければと思っております。

資料1 - 1に沿って御説明させていただきます。これは、先ほども申しあげましたように、経団連の主要会員企業に、消費者団体訴訟制度についての意見照会をしたところ、こういう意見が出てきたということでございます。大きく幾つかに分けて御説明させていただきます。

1は「消費者団体訴訟制度の導入に対する懸念について」ということで、(1)以下にあるような様々な懸念が寄せられたということで、それを御紹介させていただきたいと思えます。

(1)は、消費者団体訴訟が妥当なのか、実務が混乱しないのか、あるいは、消費者被害防止の実効性があるかという点でございます。消費者全体の利益と個々の消費者の利益との関係や権利関係についての指摘、あるいは、消費者団体訴訟になじむのかどうかという指摘があったところでございます。それが1の(1)の以下ですけれども、としては、個々の消費者と消費者団体との間の利益や権利の関係、あるいは消費者団体の利益と消費者の集团的利益との関係について、みんなが納得できるように明確化できないと、適切な訴訟にならないのではないか。

あるいは、消費者全体の利益とは何か、個々の消費者団体との関係をどう整理するのか、真に消費者全体の利益を適切に代表しうる存在であるかどうかを、だれがどのように検証するのか、それが現実にどの程度妥当なのか等について、裁判所や企業を含めてコンセンサスがないと実務が混乱するというような御指摘もございました。

また、個々の消費者の授権なしでも提訴権を有する消費者団体は真に消費者全体の利益を適切に代表しうるのかということ。不当な行為であるか否かは、個別具体的な認定により初めて判断されるケースが大多数なので、こういった問題が団体訴訟になじむものか、そうでないものかをきちんと整理しないと実効性に欠けるというような御指摘がございました。

それに関連して、効率性、実効性の面で、消費者団体訴訟よりもほかの手段の方が優れているのではないかという指摘が以下でございます。消費者団体訴訟が最も効果的な案

件について、議論が必要であります。例えば、悪質商法、詐欺行為については、時間のかかる民事訴訟ではなく、犯罪防止の観点から早期に捜査、摘発等の刑事対応を行うべきではないか。あるいは、背景となる問題認識（消費者問題の急増、消費者被害の深刻化）に関して、内閣府作成資料を見る限り、実体も明らかでない、いわゆる反社会的勢力によるトラブル等が主な原因であり、こういったものが本当に消費者団体訴訟制度による抑止になじむものなのか、十分な検討も必要ではないかということでございます。

それから、不当条項の排除や不当勧誘行為の排除については、消費者団体訴訟という極めて特殊な訴訟形態を採用するよりも、所轄官庁等の勧告、指導や処分などによる是正の方が効果的ではないかという意見。消費者団体による差止請求よりも、行政による差止請求の方が、実効性があるのではないかというような指摘がございました。

それから、(2)の訴権の濫用に対する懸念でございますけれども、消費者団体訴訟の本来の趣旨と異なる濫用が心配であるという意見が多く寄せられております。それが(2)の以下でございますけれども、反社会的集団による企業恐喝的な訴訟、競争事業者による悪用、消費者被害救済とは関係のない政治的・社会的・労働的問題等に起因する紛争に伴う企業攻撃、企業イメージダウンを真の目的とする訴訟、当該消費者団体のマスコミ向けPR活動の一環としての訴訟、示談金・和解金を企業から得ることを実質的な目的とした訴訟というような指摘がございました。

これに関連することでございますけれども、企業に過度な訴訟負担を強いることがないかという懸念がございます。それが、でございませう。同一事案に対する多数の提訴、複数の消費者団体による同一または類似の訴訟の複数提起による事業者への過度の訴訟負担の発生、事業者が敗訴するまで次から次へと類似の訴訟を提起されるおそれがあるというような御指摘がございました。

2に移りまして、今後、この場での検討に御留意していただきたいことを御紹介申し上げます。この消費者団体訴訟というのは、従来の訴訟制度と大きく異なっておりますので、今後の検討の進め方について多くの注文が寄せられました。それを多少御紹介いたしますと、2の以下でございます。

訴訟制度に重大な変更を加えるテーマであり、他の法制との関連もある上、今後のわが国における他の団体訴訟制度をめぐる議論に大きな影響を与えることになるので、広く各界から論点を出してもらい、あらゆる論点について議論を尽くし、懸念を払拭した上で方向性を打ち出していきたいということがでございませう。

に参りまして、司法制度の改革の話なので、単なる行政目的の実現のみならず、司法制度、訴訟制度としての論理的整合性並びに現実的妥当性について緻密な検討を行うべきであるという意見がございます。

でございますけれども、裁判所の意見を直接聞きつつ、十分反映させた形で検討を進めるべきである。その点に関して、この検討委員会委員に裁判所代表がないのは違和感を覚えるという御指摘がございました。最高裁は、かつて平成12年6月の司法制度改革審議会における発言と聞いておりますけれども、この団体訴訟について、実体法上の権利義務を有する者は訴訟の場でも当事者適格を有するという、これまでの訴訟の構造と大きく異なるという発言がございまして、法制審議会等の場では、通常、この最高裁の事務局あるいは東京地裁などの現場の判事が、この委員や幹事になっているという例がございますので、そういった事情を踏まえての御指摘だろうと思われまます。

また、日本全体で、現在、司法制度改革とか国民生活審議会の先般の報告書、民事訴訟法の改善等いろいろな動きがございますので、そういった流れに沿ったものがどうかということも十分に検討する必要があるのではないかとというのが 以下の御指摘でございます。

としまして、総理を中心に進められている司法制度改革の流れの中で、個人が訴訟を起こしやすい環境づくりに官民、立法府、法曹界を挙げて努力しているところであり、その流れと整合性のとれた議論を要するのではないかとということ。

それから、昨年5月の国民生活審議会消費者政策部会の報告書は、個々の消費者の自立という方向性を打ち出しており、それを基本に検討をすべきではないかとということ。それから、民事訴訟法においては、選定当事者制度の利便性改善など、個人が民事訴訟を起こしやすくする観点から法律が改正されているということで、こうした日本全体の考え方に適合した検討を行うのが筋ではないかという御指摘もございました。

でございますけれども、消費者保護の手段として、行政や事業者（事業者団体を含む）の果たしている役割（具体的には、約款における主務大臣の認可・届出等のチェック機能、事業者団体による自主規制の取り組み等）も前向きに評価して検討をすべきではないか。今年の通常国会で成立した消費者基本法の趣旨に沿って、事業者団体による消費者保護の取り組みを評価し、自発的対応を促進するような方向性も考慮することが必要ではないかということ。

それから、消費者契約法は、個々の消費者と企業との間の立証格差の調整を通じて消費者の保護を図っており、当事者同士での問題解決を前提としていることと整合のとれた検

討を行うべきではないかということでございます。

それから、先ほど述べたこととも関連いたしますけれども、個々の消費者の状況と全体あるいは団体との関係についての指摘が 以下でございます。消費者全体の利益とは何なのか、団体の利益、消費者の集团的利益、消費者個人の利益をどのように仕分けるのかについて、法的に明確化し、その点を踏まえて検討を行っていただきたいということ。

1ページめくっていただきまして でございますけれども、消費者の事情に左右されるものと、そうでないものを峻別すべきではないかということ。

それから、団体訴訟の限界への留意を指摘する意見もございました。それが 以下でございます。異なる法人名だと判決の効力は及ばないけれども、名称等を変えて同じ行為を繰り返す悪質な業者には訴訟という手段は有効ではないことに留意をすべきではないかということ。差止めの対象となったものを少し変えて類似のことを行う場合には意味が無いので、消費者団体訴訟の意義は限定的であることに留意すべきではないか。

でございますけれども、現実のビジネスにおいては、消費者に自社の商品・サービスを購入・利用していただかないと企業は成り立たないので、300兆円近い個人消費の大半は、消費者の方が実質的に強い立場にある。また消費者が購入・利用しなければ被害が起こらない。こうした実態を踏まえて対策を検討していただきたい。問題なのは、持続的な発展を目指す通常の企業というよりは、短期的視点で利益を追求する悪徳事業者であり、それへの対応策として本当にこれが有効なのかどうかという指摘でございます。

以下については、欧州等を参考にするということではあるけれども、欧州の実態と日本の実態との違い、そういったものを十分配慮すべきではないかという指摘でございます。消費者団体訴訟の活用実績がある欧州諸国とわが国との間で、消費者被害実態や消費者団体の実態等について詳細に比較し、団体訴権が、わが国の問題解決の実効性ある対処策となるかを検討する必要がある。

専門家による中立的、客観的な調査結果をもとに、欧州における消費者団体訴訟の具体的な運用実態、個々の消費者の満足度を含めて、評価などを把握した上で検討すべきではないかということ。

それから、訴訟の前提となる消費者団体に関しての指摘では、 以降でございますけれども、制度の悪用、濫用防止のため、独自に適切な事前調査をできる能力と消費者被害防止活動の実績のある団体が存在することが前提ではないか。適格団体については、真に消費者の利益を適切に代表し得る存在なのか否か。適正な訴訟遂行能力の有無等を的確に判

断する厳格な要件をどう定めるか、その実効性ある運営が可能なのか等を徹底的に議論すべきではないかということ。

でございますけれども、適格団体としては、利益相反の防止、公正な競争等の観点から、自ら営利事業を行う団体を除く他、人的、資金面、情報面、設備・施設面などにおいて、過去、現在ともに営利事業を行う企業・法人、団体等と一切関係のないものとするべきではないかという御指摘がございました。

それから、以下については、この検討委員会の運営に関する指摘でございますけれども、では、内閣府の作成資料では、消費者からの苦情・相談件数のグラフがあるが、このうち消費者団体訴訟になじむものがどの程度あるか明らかにされていない。こうした誘導的と誤解を招きかねない行政手法は、訴訟制度に関する議論に持ち込むべきではないという、やや厳しい指摘もございました。

ですけれども、議論の進め方や検討資料、体制も含めて、あらゆる検討作業の面で、公平・中立的な運営を図るべきということでございます。

以上、やや冗長でございましたけれども、この消費者団体訴訟制度に関する経団連の主要会員企業の考え方というか、御意見を御紹介いたしました。やや重複するところもございますけれども、趣旨は、新しい制度でもありますので、いろいろな意見を十分に踏まえて検討していただきたいということでございます。

なお、経団連においては、経済法規委員会の中に消費者保護部会がございますので、当検討委員会での進展に合わせて、私どもも今後この問題について真剣に検討を重ねていきたいということでございまして、また機会があれば、その辺についても私どもの考え方を、もう少し方向性が出た段階でまた御紹介させていただくこともあればと思っております。

とりあえず私からは以上でございます。

山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら御自由にお願いたします。

長野委員 1点教えていただきたい点と、何点か意見を述べさせていただきます。

1点は、1の(2)に「訴権の濫用」とありますけれども、本日の御報告が経団連としての結論というわけではないということです。経団連として、もし、データや資料があれば教えていただきたい。今まで、PL法とか消費者契約法とかの際には、この濫訴・濫用の懸念ということがいろいろ言われてきたわけですがけれども、実際に濫訴・濫用等のあった事

例がどの程度あったかという資料ないしデータがあれば教えていただきたいということです。

もう1点は、2の「今後の検討において留意していただきたい点について」の消費者の自立という方向性のことですが、これについては、消費者基本法では、最終的に消費者の自立支援という形になっておりまして、その一環として、8条で消費者団体の役割として、被害防止、救済のための活動ということがうたわれているわけです。個々の消費者と事業者では格差があるということは消費者契約法でも基本法でもうたわれていますけれども、消費者団体が果たすべき役割、基本法上の果たすべき役割が、現状の消費者団体が持っている能力で十分かどうかを御検討いただきたいと思います。

以上です。

山本委員長 御返答いただけますか。

久保田氏 最初の御質問でございますけれども、PL等で特に調べたデータはありません。ただ、私ども、会社法の関係で、株主代表訴訟の問題ですけれども、これではいろいろな形で濫訴が出始めるということで、そこから懸念が発生しているのではないかと思います。

2番目につきましては、御指摘のとおりで、その辺についてはこれから検討していくということで、企業の中ではそういった懸念があるということと、国民生活審議会での方向性との関係をどう考えるのかという指摘があったということでございます。

山本委員長 ほかに御質問はございますか。

川本委員 今、特に、各会員主要企業からの問題点というか、問題意識というか、懸念というか、そういうものが出されて、この幾つかのいろいろな重要な問題が含まれていると思いますけれども、国民生活審議会の昨年5月に出た最終報告で議論した点とか、あるいは、司法制度改革推進本部等で議論がなされ、ある程度方向性がもう既に出ているようなことに対して、改めて根っこからいろいろな疑問を呈している点多々あるように思います。この辺は少し整理して、これまで既に議論が相当なされ、方向性が出たことについて、改めて時間をかけてもしょうがないのかなという印象をちょっと受けました。

それから、あと1点だけ御質問させていただきたいのは、仄聞するところによりますと、ドイツは消費者団体訴訟制度を既に取り入れています。ドイツの経団連に当たるようなところは、消費者団体訴訟をサポートするために、いろいろな情報提供とか支援活動をしているやに聞いているわけですが、そういう点について経団連さんの方で検討され

ているのか。あるいは、されているのであれば、それについて少し御紹介、あるいは、どう考えるかについて教えていただければありがたいと思います。

山本委員長 2点につきましてお答え願います。

久保田氏 私どもも検討を開始したところをごさいますて、恐らくドイツ産業連盟（B D I）のことだと思えますけれども、その団体と、この問題について意見交換したこともございませんで、今の御指摘を踏まえまして、B D Iにも問い合わせをしてみたいと思っております。

山本委員長 ほかに御発言ございますか。

品川委員 2つほどお伺いしたいと思えます。

一つは、冒頭にも御説明いただきました企業行動憲章の基本的なお立場が、いろいろな意味で、行政指導、行政処分の権限が大きい状態を、いわゆる規制緩和をして、自由な市場経済の中で世の中が進んでいく、そういう方向を基本的な立場になさっていると伺いました。そうしたことからしますと、今日お出しになっているポイントの1の(1)の、例えば、 という項目は、そうした経団連さんの基本的立場と一部逆行する、ある意味で行政権限を強めて、それによってこうした諸問題を解決するかのように受け取れるわけであって、その点はどのようにお考えでしょうかというのが1点であります。

言うまでもなく、 、 で言われているような、刑事問題になるような問題については、団体訴権を待つまでもなく刑事的処理で行われるべきだとは、私も全くそのように思いますが、前段に述べたようなことについて伺いたいと思えます。

もう一つは、2ページに、留意していただきたい点として指摘されている点の7項目に、事業者団体としても自発的に様々な努力をなさっているということをおっしゃっております、そのことは大変結構だし、ぜひそういう努力をしていただくことが大切だと思うのですが、もう一つ言えば、こうした事業者あるいは事業者団体の自主的な努力が市場からもきちんと評価される仕組み、逆に言うと、そこから逸脱している事業者は、社会的にもきちんと指弾されるような社会的仕組みが整備されることが、こうした事業者の自発的努力をさらに促進するものになるのではないかと思います、その点はいかがお考えでしょうか。

以上の2点を伺わせてください。

山本委員長 それでは、よろしく願います。

久保田氏 最初の点につきましては、基本的な流れとして、規制とか行政による介入等

は望ましくないというのは私どもの考え方で、御説明したとおりでございます。ただ、事例によりまして、特に今回出ております事例が、いわゆる悪徳事業者のようなケースが非常に多いものですから、そういう場合には、司法あるいは行政等の対応が有効な場合もあるのではないかとということで、その辺も含めて御議論いただきたいということがあります。

2番目の御指摘でございますけれども、市場の評価というか、これは仕組みという意味でどこまでがどうかという説明はできませんけれども、こういった企業不祥事に対する消費者あるいは国民の目、監視というものは非常に厳しくなっていると思っております。企業行動憲章ができて、その後、残念ながら不祥事がございますけれども、最近は、こういった不祥事があると、企業もすぐに経団連の方に情報提供というか、今後の対応についてどうすべきかということを通じて御相談に来られるということもありますし、当然、マスコミ等でそういった問題が出ることで、市場の評価はかなり厳しいし、そういう意味でのチェック機能はかなり働いているのではないかとというのが実感でございます。

山本委員長 ほかに御発言がございますか。

大河内委員 印象としては、こういう訴訟制度の検討はいいけれども、訴訟制度に対しては、何となく否定的な感じがして、立派な企業倫理の憲章を持っていらして、みんなで住みやすい社会をつくるというところからしたら、もうちょっと胸を張って受けて立って、よくしていこうという感じでもいいのではないかと思います。

消費者基本法の改正があって、その5条の「事業者の責務」に、消費者との間に生じた苦情を、適切かつ迅速に処理するために、必要な体制の整備等に努め、当該苦情を適切に処理することという文章が入っているのですけれども、これについて、何か具体的なことをお考えになっていらっしゃるのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

山本委員長 御回答がありましたらお願いします。

久保田氏 最初のお話については、この意見照会で、これから議論になるに当たってどういう点が懸念されるかという聞き方になったものですから、これについては慎重にということで、とりわけ先ほどちょっと御紹介しましたけれども、株主代表訴訟その他で、本来の目的とは違った濫訴ということもありますので、そういった懸念が出されたということで、それを率直に御紹介させていただいたということでございます。

それから、2番目の具体的な点でございますけれども、資料1-2の「手引き」の6ページですけれども、こういう形で、手引きの中で、消費者や顧客からの問い合わせ等には誠実に対応するというので、具体的なアクションプランという形で例を出させていただ

いておりまして、そういった相談窓口等の設置、あるいは、そのサポート体制を充実するというを書いてございまして、担当のセクションに聞くと、こういった手引きを中心に企業の方ともいろいろ御相談させていただいて、コンサルタントではありませんけれども、そういったサービスを経団連はしております、そういった形で一部対応しているということだろうと思います。

山本委員長 坂東委員、どうぞ。

坂東委員 今日、企業の御懸念をお聞かせいただいたという意味では大変勉強させていただいたのですが、2点ほどお聞きしたいことがございます。

1点は、今までの御意見にも関わりがあるかもしれませんが、企業行動憲章というものが、各事業者の方々のコンプライアンスの経営に非常に大きな影響を与えていることは、私自身も高く評価しているところです。今回、CSRを一つの考え方に改訂をなされた。ひょっとすると、これは、先ほど来お話が出てきている消費者基本法の考え方の枠組みに対応した議論が、つまり、企業行動憲章との関わりでも、もう少しなされてもいいのではないかと感じるのですが、そのような御議論ができる可能性があるのかも含めて、現状をお聞かせいただくと大変ありがたいと思います。

第2点は、この資料に記載されている御意見を読ませていただくと、どうも、個人が訴訟を起こしやすくすることによって様々な問題に対応が可能ではないかという御趣旨が読み取れます。団体訴権で議論されている枠組みは非常に広いものですから、確かにそれが対応する部分がないとは言いません。しかし、主として議論されている大きな柱が、いわゆる不当勧誘行為や不当条項の差止であることを考えると、個人の訴訟が起きやすくなることで、果たしてそこまで議論が進むのかどうか、あるいは、進むとお考えになっているのかということ、少しお聞かせ下さいませようお願いします。

山本委員長 どうもありがとうございます。後者の点は私もちょっと感じておりまして、ここの部分は、消費者個人に差止請求権を認めて、どんどんゲリラ的に訴訟を起こされることを望んでおられるのか、経済界としても、団体訴権の方はマイルドな制度で比較的受け入れやすいと思うのですが。それとも、ここは損害賠償のことを主に念頭に置かれておられるのか、そういう御質問だと思いますのでお答えいただければと思います。

久保田氏 まず第1点の企業行動憲章の方でございますけれども、これは、先ほど御説明いたしましたように、その時代によって問題になる 이슈が広がっていくというか、ウエートが変わっていくということもございまして、今後のこの検討委員会で団体訴権の

問題がいろいろな方向にいく中で、この企業行動憲章の中にもそういった問題を取り入れていかなければいけないという事態があれば、それはそれで改訂していくということで、恐らく、本文そのものをどう変えるかという問題もあるかもしれませんが、あるいは、手引きの方でもう少し具体的に書き込んでいくということがあり得るのではないかと思います。

2番目の御質問でございますけれども、今回、御回答をいただいたところがどういう趣旨でどこまで考えているのかについては、そこまで私どももあれしていませんので、そういう意味ではやや漠然とした懸念かなとも思います。本日は特にその辺については御披露いたしませんでしたが、不当条項の使用差止請求とか不当勧誘の差止請求についてはいろいろな御意見がございまして、反対という御意見もあるし、慎重に対応すべきではないかということで、そういった問題点が、先ほど申しましたような濫訴とかその他クリアになって、本来の目的がきちんと確保されるのであればというような前提で前向きに検討すべきではないかという意見もございました。

ただ、先ほど委員長のお話にありました損害賠償請求については、これも経団連としてまだ方向を出しておりませんが、御回答いただいたすべての企業から、これを対象にするのは反対だという意見が出ております。

以上でございます。

山本委員長 ほかに御発言がございしますか。

まだ若干時間はあるようでございますが、特に御発言のお申し出がなければ、日本経済団体連合会からのヒアリングはこのあたりで終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

それでは、次に、中小企業団体を代表しまして、全国商工会連合会の海老原正指導部長、日本商工会議所の山田光良産業政策部副部長、全国中小企業団体中央会の中澤善美企画部主幹及び全国商店街振興組合連合会の金子英昌総務部長、以上の方々から御説明をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

海老原氏（全国商工会連合会） 本日は、中小企業4団体の意見の場を設けていただきまして、ありがとうございます。

時間が限られておりますので、最初に、簡単に4団体の自己紹介をした後に、私、全国商工会連合会の海老原から、4団体の意見を申し述べたいと思います。

まず、資料2-2を御覧ください。4団体の概要を付けてございます。まず、私ども商

工会は、基本的に町と村に法律で認められた経済団体でございます。後ほど会議所の方がありますけれども、私どもは、会員数が103万人。地域の商工業者の組織率が63%ということで、田舎でございますので、ほとんどの会員が中小企業、特に小規模事業者がほとんどであるのが実態でございます。

それから、私どもは市町村に2,776の商工会がありますけれども、国と都道府県の財政的な援助を受けて、経営指導員というものが、中小企業に対しての金融、税務、労働、取引、そういったものを指導している団体でございます。

以上でございます。

山田氏（日本商工会議所） 日本商工会議所の山田でございます。簡単に日本商工会議所の概要を申し上げます。

資料2 - 2の4ページでございます。基本的には、商工会さんが町とか村を単位にされているものが市に置き換わったものが商工会議所ございまして、今現在524の商工会議所が日本全国にございます。私ども日本商工会議所の会員は、各商工会議所の商工業者合計で約154万人で、組織率は36.2%でございます。以上でございます。

中澤氏（全国中小企業団体中央会） 全国中小企業団体中央会の中澤でございます。

お手元の資料の5ページをお開きいただきたいと思っております。私どもは、中小企業等協同組合法に基づきまして昭和31年に設立された団体でございます。傘下に47の都道府県中央会が設立されております。国等の支援をいただきまして、指導員・職員は、都道府県中央会を含めて、今約1,200名が携わっている状況でございます。

会員数ですが、5ページ目に書いてございますとおり、約3万3,000組合でございまして、この組合というのは、中小企業者の相互扶助のための組織でございます。組織率自体は5ページの一番下に書いてございますが、重複加入等もございまして、あくまで推計ですが、68.7%という組織率になっております。実施事業につきましては、毎年、800前後の中小企業組合が新たに生まれております。そういった中小企業組合の設立相談、中小企業の組合を活用した調査研究等を実施しているところでございます。

詳しくは資料を御覧いただきたいと思っております。

ありがとうございます。

金子氏（全国商店街振興組合連合会） 全国商店街振興組合連合会でございます。

全国商店街振興組合、略称「全振連」と申しますけれども、昭和37年、40年前につくられた法律に基づく団体でございます。私どもの商店街振興組合は、市以上、商工会議所さ

んの地域でのみ作れる法律に基づく商店街でございます、全国に約2,500の商店街振興組合がございます。商店街と言われるものは全国に1万8,000とも2万とも言われておりますが、その中の市部の比較的大きな商店街が属しております。その団体の平均が1組合当たり60軒のお店が並んでおり、主に小売業、サービス業が所属する組合の商店街でございます。全国に2,500の振興組合がございますが、そのうち2,138が所属して、組織率は85%でございます。その中に各店舗の数が約13万3,000ございます。主な仕事としましては、消費者と商店のパイプ、商店街の発展、振興に関する様々な事業を執り行っております。

よろしく申し上げます。

海老原氏 それでは、4団体を代表して、私、全国連の海老原から、資料2-1について御説明をさせていただきます。

今まで、第1回目、第2回目が出た資料の中で、特に基本的なところにつきまして、4団体の方で意見調整したものをペーパーとして取りまとめてございます。全体で5項目になりますけれども、まず第1点、「消費者団体訴訟制度の意義・必要について」ということで、基本的に、いわゆる悪徳事業者を市場から排除するという意味での同制度は、基本的に意義があると認識しております。

2では「訴権の内容について」ということで、いわゆる訴権の対象ということで、私ども4団体としましては、基本的には2つの項目、消費者契約法で言うところの不当約款、不当勧誘、これの差止請求を対象とすべきではないかと考えております。

なお書きにございますように、損害賠償等につきましては、経団連からもありましたとおり、消費者団体の適格性、被害者の認定等々、賠償金の配分、こういった問題がありますので、十分に当委員会の方で議論していただきたいという要望でございます。

3番目に「消費者団体訴訟制度の担い手となる消費者団体の要件及びその判断について」でございます。基本的には、登録または認可制度というある一定の要件をつけていただきたいということでございます。それから、いったん、認可・登録をした後であっても、一定期間に適格性を審査するための更新義務、いわゆる洗い替えみたいなものを義務付けするなり、そういった内容については当然公表すべきであると考えております。

具体的に、2ページになりますけれども、4項目ほど、これはある意味では抽象的で当然ですが、まず1番目として、「消費者と事業者との公正な取引推進の代弁者としての視点」ということで、営利を目的とした団体ではないこと、非営利の団体にしていただきたいということ。それから、「活動の実績、規模の視点」ということで、過去のそういった消

費者のいろいろな相談業務にある程度の実績がある団体にしていただきたい。当然、線引きは議論になると思いますが、相当数の構成員を有している規模にしていただきたい。3番目に、我々の希望としては、法人格を有しているところに認めていただければと思っております。4番目に、「消費者団体訴訟制度が有効に機能するための方策について」でございますけれども、当然、消費者団体につきましては、ある一定の財政規模等があるようなことが必要です。それと、私どもは中小企業の団体でございますので、すぐに裁判、訴訟ということではなくて、悪意のない中小企業も相当数いるということで、あくまでも訴訟は最終手段ということで、認められた消費者団体から事前のそういう申入れを義務化するなど、両者間の交渉の場が持てるような環境整備を図っていただければありがたいと思っております。

それから、我々は中小企業ですので、同制度の周知については、相当数の事業者、中小企業がありますので、経過措置等、それから、経過措置の中で、我々中小企業4団体が中小企業に対する啓発を行っていきたいと考えておりますので、特段の経過措置等の配慮があれば、我々としては非常に助かります。

5の懸念される問題点については、先ほど経団連の方からもありましたとおり、濫訴の懸念が払拭できないということで、濫訴の懸念については、当委員会で十分に議論していただきたいと考えております。それから、事業者の不利益ということで、これは(1)と絡んできますけれども、仮に責任がなかったという場合であっても、その間における自由な事業者の活動が阻害されたり、商売ができないという機会ロス、風評被害、そういったものが当然発生する可能性がありますので、その辺の対応についても、当然、当委員会で議論していただければと思っております。

それから、最後に、今後、委員会の方でいろいろ具体的な案が提示されるかと思っておりますけれども、その具体的な案が出る都度、中小企業団体としては意見を当委員会に述べさせていただく機会を与えていただければと思っております。

以上でございます。

山本委員長 ただいまの御要望は、この場で発言ということではなくて、ペーパーベースということですね。

海老原氏 はい。

山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら御自由に

お願いいたします。

高橋委員 質問をさせていただきます。

団体訴権の担い手の要件としまして、資料2 - 1の2枚目に(1)、(2)、(3)と挙げてありまして、今御説明いただいたのですけれども、その中で、(2)に「被害への対応を十分に行える活動実績」とお書きですが、これはどういうことを指しているのか、もう少し具体的に教えていただきたいのが1点です。

2点目は、要件としまして、相当数の構成員を有しているということと、法人格ということをお挙げられますけれども、これにつきましても、挙げられている理由についてお述べいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

海老原氏 漠然とした回答になって申し訳ありませんけれども、この制度が導入されたときには、過去において、そういう消費者の苦情等の相談実績、ノウハウをある一定程度あるような団体の方が、全くない団体よりは適切ではないかという思いで書いております。

それから、「相当数」というのは、ほかの資料を見ますと、どこがいいのかというのは我々もわからないところがありますけれども、ドイツの75人とか、弁護士さんの方では100人規模とか、そういう数字が委員会の方に出されております。それから、内閣府の資料では、約5,000の消費者団体があるということで、その人数規模、財政規模等の資料が出されたわけですけれども、極めて規模の小さな消費者団体、しかも任意のところまで認めるのは、この制度がワークするのかどうかから見ると、ある一定規模、これは逆に、委員会の方で、75人とか100人とかいう資料が出ておりますけれども、我々はそれに賛成とか反対ではなくて、こういう制度を訴訟できるような権限を付与するのであるならば、財政的にも人員的にもしっかりした団体でないといけないということです。言葉は悪いのですけれども、訴訟される側から見ると、大変失礼な表現ですけれども、聞いたこともない、どこにあるかわからないようなところから全国的にという意味では、日常の事業活動の中で心配が絶えないこととなりますので、ある一定規模でということでございます。それで、100人とか何人とかいうのは当委員会が出された資料でございますが、その規模については、我々の方でそれが適切かどうかという判断はできませんけれども、やはりある一定規模ということで御回答をさせていただきます。

それから、法人格ですけれども、我々としては、行政の認可等が当然法人格の場合には必要になってきますので、ある一定の条件をクリアすることを担保するならば、当然、法

人格があった方が、我々としてはベターであると思っております。

山本委員長 ほかに御発言がございますか。

岩佐委員 私の方も質問をさせていただきたいのですが、4の「消費者団体訴訟制度が有効に機能するための方策について」のところで、今回初めてお話をお聞きしたのですが、消費者団体から事業者への事前の申入れを義務化する、あるいは、両者の交渉の場が持てるような環境整備を行うべきであるという、このことについて、具体的な、例えばどういう場であるとか、それが消費者センターとかそういうことを思っているのか。あと、「事前の申入れ」というのはどういう意味でおっしゃっているのか、その辺を教えていただきたいと思います。あと、経過措置を設ける等何らかの配慮が必要とありますが、これは具体的にどれくらいの期間を思っているのか。その2点について教えていただきたいと思います。

海老原氏 今の御質問に対しまして、4団体の方で統一的な回答を決めているわけではないので、私の個人的な意見になってしまいますけれども、「義務化」という言葉は適切ではないかもしれませんが、いずれにしても、本当に悪意のない事業者もいますので、そういった事業者に対しては、認められた適格な消費者団体が書面なりで、こういったことは危ないですよということを、通知なり警告、勧告なりをしていただいて、それで気がついてすぐに対応できるような事業者がほとんどだと思います。そういった意味では、「義務化」という言葉はなじまないかもしれませんが、事前にそういった事業者には、適格な団体の方から文書なりで通知をしていただければという意味で書いてございます。

それから、交渉の場ということで、勝手に両者が会うという意味で書いてはおりません。もちろん、ある一定のオーソライズされた場で、当然、両者が会うような設定を一応考えておりますが、具体的にどの場所で、どういうところでということまでは、今のところ私どもでは想定しておりません。

経過措置ですけれども、これもいろいろな法律ができたときにいろいろな経過措置が、この内閣府だけではなくて、私どもを所管する経済産業省等々いろいろな経過がございますけれども、これは私の個人的な意見になりますが、通常、法律ができて、中小企業の経過措置は2年ぐらいというのが、一般的かなと思っております。それは、今後、この委員会の方で議論されるときに、その経過措置がもし必要であれば、また4団体の方で具体的な年数を決めて要望していきたいと思っております。

山本委員長 ほかに御発言の御希望がございますか。

では、まず鹿野委員からお願いします。

鹿野委員 2点お伺いしたいのですが、まず第1点として、「訴権の内容について」のところで、消費者契約法の8条から10条、無効とされる不当条項ということと、4条で定められている不当勧誘だけを挙げていらっしゃるけれども、差止に限っていても、より広く民法その他のいろいろな特別法、経済法まで含めて、可能性としては考えられるのではないかと思います。これに限定すべきだという御趣旨でここには記載されているのでしょうか。

第2点は、先ほどの質問と重なる部分があるかもしれませんが、団体の要件として2ページに掲げられている3番目の法人格のところ。先ほどのお答えでははっきりしなかったのもう一度お聞きしたいのですが、今日では、消費者団体も確かに法人格を比較的容易に取得することができるような法整備がなされたのですが、それでも現段階では、法人格を持った消費者団体は少ないと伺っているところです。そういう実績があっても法人格を持たないという現状が日本にはあるとして、適格団体を決める場合には、そういうところにも法人格を取ってもらって、それで適格性を、例えば登録ないしは認可という形で認めてもらうようにということを含む、そういう御趣旨でしょうか。以上、2点についてお願いします。

海老原氏 2番目の質問からお答えします。これも4団体のすり合わせ回答ではないのですが、経団連の方からもありましたとおり、濫訴を目的として消費者団体をつくる可能性もあることは、制度としては否定できない。この制度ができて、濫訴を目的として任意でつくろうという懸念もありますので。我々としては、これは要望ですから、できるだけしっかりした団体、そういった意味では法人格を有していただければ理想的ではないかと思っております。もちろん、現状では、今の御意見のように、法人格を持たない消費者団体が相当規模でいろいろな活動をしていることは承知しておりますけれども、正式に法律として、制度として動かすのであれば、我々の希望としては、法人格を持ったところがより理想的ではないかということでペーパーに書かせていただいております。

それから、訴訟の対象で、私ども、今のところ、消費者契約法のみを範疇で考えております。我々にとって、弁護士さん等のいろいろな資料を読みますと、民法なり、景表法なり、そういったものまで含めるべきであるという資料も拝見しております。我々からすると、詳しい法律的な技術的なことはわかりませんが、消費者契約法が2001年に施行されて、クリアな土俵が出来上がっておりますので、まずその中からスタートしていただ

ければと考えております。

以上でございます。

山本委員長 それでは、升田委員、お願いします。

升田委員 今御指摘の濫訴の問題ですけれども、ここにお書きになっているのは、消費者団体の適格性が主に記載されているわけですが、分析すれば、消費者団体があやしいという場合もあるでしょうし、差止請求の要件が緩やかであるということで濫訴の問題が起こる可能性もあると思います。それから、要件は満たしているけれども、ほかの動機や目的を持っているというような場合もあると思います。さらに、手続上、例えば差止請求をしたら、とにかく営業をしてはいけないということで、とりあえずそういう裁判所の指導が何かあって、訴訟には勝ったけれども、結果的に、ここにお書きになっているようないろいろな不利益が生じる場合もあるでしょう。そのほか、訴訟を起こしたことを宣伝に使って、これも副次的にそういう効果を生じさせる。いろいろな可能性があるわけで、ここでおっしゃっている濫訴の問題点は、適格性だけに関心をお持ちなのか、ほかの問題についても何か検討しておられるのか、そこをお聞きしたいと思います。

海老原氏 適格性の確保は、当然、濫訴と表裏一体の関係になってくるだろうと思います。これはいろいろな要素があるのでしょうかけれども、我々からすると、事業者サイドの意見になりますので、ある程度訴訟を起こせる消費者団体というものが、もちろんいろいろな資料を見ますと、いたずらに数を絞り込むことは制度の実効性からすると問題ありというペーパーもありますが、そうはいつでも、やみくもにすべてというのは、言葉は悪いのですが、ある一定の、妥協点が出てくると思います。

ただ、ある一定の適格要件というものはっきりさせないと、当然、濫訴の懸念という心配事が出てくるということで、適格要件の話と濫訴は極めて密接な関係にあるということで、適格要件というものをある一定水準以上にしていただければ、当然、濫訴の可能性は限りなく少なくなってくるであろうという想定はしております。ただ、先ほどの経団連からもありましたとおり、濫訴の から にかけての懸念は、適格要件とは直接関係のない濫訴のおそれもあります。もちろんこれは想定できますけれども、私どもは、どちらかという、まじめにやっている中小企業なので、多分この制度には、訴訟される事業者がほとんどいないという中小企業の集まりということで言えば、やはり適格な団体を決めていただければ、それで必要以上の心配をする必要はないのではないかという認識であります。

升田委員 お考えはわかりましたけれども、濫訴、濫訴と言われる場合、何が濫訴なのかということが必ずしも共通の理解がないのではないかという気がするものですから、その辺、例えば審理期間を相当短くすれば、仮に、最終的に理由のない請求で、訴訟を起こされたことによって一時的に営業をやめなければいけなくても、機会ロスの損失は少なく抑えることができるとか、いろいろな対策がとれるだろうと思います。ですから、そういったことの分析をどの程度行ってお話しになっているのかということをお伺いしてみたかったということです。

山本委員長 何かお答えになることはございますか。

海老原氏 濫訴にはどういう可能性が出てくるかという細かい分析は、まだしておりません。私どもは参考人ですけれども、濫訴の可能性はあるのかないのか、どういったものが、逆に、当委員会の方で十分に議論されてしかるべき問題ではないかと思っております。

山本委員長 濫訴・濫用の問題は、第1回目の論点ペーパーに既に入っております。ただいまのやりとりも委員会としてテイクノートさせていただきまして、また、我々内部の議論のときに十分検討させていただきたいと思っております。

ほかに御発言がありますか。

上原委員 先ほども既に質問が出ていたことですが、4の、有効に機能するための方策として、消費者団体から事前の申入れを義務化するとか、両者の交渉の場が持てるような環境整備という御提案が示されているわけですが、この御提案の具体的なイメージがもうひとつ湧かないのですが、これは単に、事実上、そういう機会が欲しいということとを提案されているのか、それとも、もう少し制度的に、例えば訴えを起こす前に調停その他裁判外紛争解決（ADR）といったもので解決を図って、それでも紛争が解決できないという場面で初めて訴訟を起こせるようにすべきだという特定した具体的なお考えなのか、そのあたりを御説明いただければと思います。

海老原氏 法律的にこういう事前の申入れなり交渉の場が若干なじまない部分も、ある程度わかります。ただ、ルールとしてこういったものが確立されれば、それはそれで十分に担保されているのではないかと思っております。

山本委員長 事前申出制度につきましては、これまで当委員会でも必ずしも論点として指摘されておりませんで、本日、この中小企業団体から初めて御指摘された問題だと思えます。法的な義務付けをするか、事実上そうなるかという問題と、法的にルール化したときに訴訟まで何か月待たなければいけないかなど、いろいろと検討すべき問題もございま

すけれども、貴重な問題提起だと思いますので、今後、私どももその点をテイクノートさせていただいて考慮に入れたいと考えております。

ほかに御発言はございますか。

長野委員 訴権の内容についての損害賠償請求のことですけれども、不当な利益を得た事業者から不当な利益を吐き出させる制度は、こういった不当勧誘、不当な企業活動を防止するのに有効だと思いますけれども、いろいろな問題点がここに指摘されている懸念はわかりますが、そういった不当な利益を吐き出させる損害賠償請求制度の必要性について、4団体の方での議論状況があれば教えていただきたいと思います。必要性の点についてお願いします。

山田氏（日本商工会議所） 4団体統一かどうかはわかりません。日商としては、仮に損害賠償について検討するのであれば、今検討されている委員会ではなくて、もっと大きな場所で検討すべきではないかと考えております。

長野委員 何らかの必要性についての議論があったかどうか、あったとすれば、どういう議論があったかをお伺いさせていただきたいということですが。なかったら、なかったということでもよろしいのですが。

山田氏 そこまでは深い議論はなかったと回答させていただきます。

山本委員長 ほかに御発言の御希望はございますか。

御船委員 4団体を代表して御意見を伺ったのですけれども、幾つか、規模とか対象地域が違うということで、この団体訴訟制度に関しての具体的な4団体の差はないという認識でよろしいでしょうか。

海老原氏 基本的な認識の差はございません。一緒でございます。

山本委員長 ほかに御発言がございますか。

それでは、特にございませんでしたら、中小企業団体からのヒアリングはこのあたりで終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

最後に、消費者団体を代表して、全国消費者団体連絡会の神田敏子事務局長及び全国消費生活相談員協会の藤井教子理事長から御説明をいただきたいと思います。

よろしく申し上げます。

神田氏（全国消費者団体連絡会） 全国消費者団体連絡会の神田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日は、全国消費生活相談員協会の藤井さんと私で、消費者団体からの報告をさせていただきたいと思います。前半は私からさせていただきます。全国消団連の資料をお出しいただきたいと思います。

最初に、「消費者団体の活動概要と今後のビジョン」についてですけれども、まず全国消団連について簡単に御紹介したいと思います。本日はパンフレットの写しになりますけれども、資料として添付しておりますが消費者の権利の確立と暮らしの向上を目指して1956年に結成いたしました。消費者組織の中央団体、地方消費者連絡組織のあわせて現在43団体によって構成されている連絡会でございます。メンバーにつきましては、パンフレットの写しの後ろの方に紹介しておりますので、御覧になっていただければと思います。

会員団体は、消費者問題、食の安全と環境、社会保障の問題など、様々な角度から活動を行っております。特に消費者問題に関する活動の例といたしましては、消費者相談を自前で行っている団体もあります。私ども全国消団連に加盟している団体あるいは連携している団体では、ここに示したように、全国消費生活相談員協会、日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会、日本消費者協会などがございます。これらの団体の2003年度の受付件数等は、資料3-2- をお付けしておりますけれども、その1に数字が示しておりますので御参照いただければと思います。なお、このような相談を行っている団体につきましては、このほかにはあまりございません。

また、その他の活動といたしましては、消費者重視経営の評価基準をつくりまして企業活動のチェックを行うとか、約款や広告、表示を調査して申入れを行うといった活動もしております。その内容につきましては、先ほどの別紙資料2と3に紹介してございます。時間がないものですから、後ほど見ていただければと思いますけれども、そういった活動をしております。

次に、全国消団連では、昨年、「消費者運動ビジョン」というものをまとめました。消費者が置かれている状況を受けとめて、そして、今後の消費者団体が果たすべき役割、強化すべき課題について確認し合ったところでございます。これまでの暮らしの向上を目指す取り組みは継続しつつ、ここに示した3つのことを取り組むべき課題、評価すべき課題といたしました。 にあります「消費者相談の急増と多様化への対応」、 で「企業の不祥事多発への対応」、 が「政策決定過程における消費者の意見反映のための活動」の3つといたしました。団体訴権に関しましては、このうちの と の両面から必要な制度であると思っております。

「消費者運動ビジョン」につきましても、資料添付しておりますので、これは後で御覧になっていただければと思います。

次に、2ですけれども、「団体訴権を担う消費者組織」について触れたいと思います。私も全国消団連では、EUとかドイツの消費者団体との交流を内閣府との共催で行っておりまして、団体訴権の活用事例等を学んできております。これらの国々は、しっかりと人材や財政基盤をもとにいたしまして、相談事例の収集とか法律的な検討、警告活動や訴訟活動を積極的に進めてきています。特に、中央段階における新消費者組織の必要性という点につきましては、ドイツの例から少しお話ししたいと思います。

ドイツでは、74団体が訴権団体として登録しておりまして、そのうち実際に訴権を行使しているのはドイツ消費者センター総連盟とその傘下の16の消費者センター、あわせて17団体です。その中でも、ドイツ消費者センター総連盟による警告、差止の件数が全体の7割近くを占めております。

その数字につきましては、先ほどの別紙資料4に載せてありますので御覧いただきたいと思いますが、申し訳ありませんけれども、数字の訂正をお願いしたいと思います。別紙資料4の(2)に数字が載せてございますけれども、2001年から2003年の実績ということで、ここには警告手続が1,944件と訴訟提起が634件となっておりますが、これをあわせて2,578件としてください。それから、その下の行に、うちドイツ消費者センター総連盟の警告・差止は67.9%とございますけれども、件数が抜けております。1,751件で67.9%に当たります。この内訳をまた加えていただきたいのですが、その1,751件の中で警告件数が1,484件、これは84.8%に当たります。差止の件数が267件で15.2%と加えていただきたいと思います。

ドイツ消費者センター総連盟がこういった形で、約70%の警告・差止件数を占めていることにつきましては、次に挙げておりますように、2000年に消費者団体連合会と消費者保護協会、消費者研究財団の、全国組織の3団体が一本化してできた大きな組織です。このように一本化したことで、この活動の推進の大きな力となり、しっかりした中核的な役割を果たしていると聞いております。

このような例から、日本においても、中央段階における新消費者組織の必要性を感じております。全国消団連では、冒頭に申し上げましたように、消費者団体連絡会という位置づけですので、消費者相談とか被害救済に関する活動には取り組んでいない団体も多く加入しております。ですから、消費者団体がそのままこれを担うということではなくて、より迅速かつ専門的な対応を進めるためには、日常的に消費者相談に関する活動を行う団体

などが中心となって、人的・財政的にも確立した新しい組織、この問題に集中して取り組める組織をつくり上げることが必要だと考えております。

現在、京都、大阪、広島、埼玉、宮城と書きましたけれども、消費者のネットワークづくりが全国的に新消費者づくりというか、それが進行中ですけれども、中央段階におきましても、今、消費者団体や消費者運動にかかわる個人、弁護士、司法書士、学者などの専門家が集まりましてネットワークをつくり、団体訴権の実践も視野に入れた新しい消費者組織「消費者機構日本」を9月に設立しようということで準備を進めているところであります。活動経緯の異なる団体も、個人も、力をあわせてこの制度を担い得る、推進力のある組織をつくる必要があると思います。

最後に、3番目になりますが、「消費者団体訴訟制度に求めるもの」についてお話ししたいと思います。全国消団連では、会員のほかにも専門家にも加わっていただきまして、この制度について考える研究会をスタートさせております。これまで5回の検討を重ねておりまして、8月にはこの制度の要綱試案をまとめたいと思っております。まだまとまりきれていませんけれども、その議論の中から、この制度に求めるものを申し上げたいと思います。

「消費者団体訴訟制度の意義・必要性」につきましては、かつて会員団体のところで不当表示に関するジュース訴訟、カルテルによる少額多数被害として灯油裁判などの取り組みを行ったことがございますが、原告適格の問題とか立証の壁といった問題がありまして、拒まれた経験がございます。

また、比較的少額の被害であったり、訴訟にはお金や時間もかかるといったことで、消費者個人が訴訟を起こすことは大変困難であると。それから、消費者被害の未然防止、拡大防止の必要性、また、不当な利得吐き出しの必要性などから、消費者団体訴訟制度が必要であると考えております。また、資料の提出をさせるなど、実践の上での権限の裏付けも必要であると感じています。

「訴訟の内容について」ですけれども、不当な約款、不当勧誘行為、広告表示の差止は対象とすべきだと思っております。それから、損害賠償につきましては、確かに制度設計におきまして検討事項は多いと思いますけれども、被害者救済とともに悪徳事業者のやり得を許さないことが重要であります。こうした要件に応える制度の早急な整備が必要であると、今議論をしているところです。

「適格団体について」ですが、少なくとも、差止の範囲であれば濫用はないと思います

けれども、警告・訴訟活動への社会的信頼性確保の方策の一つとして、活動実績や人数などを要件に適格団体の登録制度は必要だろうと思います。日常的には計画活動が重要なので、事業者にとって、訴訟団体であるか否かが明確に判別できるようにする必要性はあると思っております。ただ、登録制度とともに、裁判所の個別審査において訴訟ができる道も検討しておく必要があると思います。登録はしていないけれども、実態として訴訟団体として適格性を備えている団体にも訴権を認める道を残す必要があるのではないかと考えております。さらに、社会的信頼を確保するためには、消費者団体側から情報開示を積極的に行っていくことも重要だと思っております。

私からは以上です。

藤井氏（全国消費生活相談員協会） 全国消費生活相談員協会の藤井でございます。今日の4、5、6の点について私から述べさせていただきます。

当協会に関しましては資料を付けておりますけれども、この中から一部だけお話させていただきます。協会の概要のところには書いておりませんが、私どもは、そもそも国民生活センターが実施されております消費生活相談員養成講座の修了者が、研修の成果を実務に生かそうということを目的にいたしまして、1977年12月に、専門相談員として初めての全国組織を結成いたしました。そして、その後、多様な活動を積み重ねまして、10年後に社団法人として内閣総理大臣の認可を受けております。創立後27年、法人化後17年を迎えておりまして、現在、7月の時点では、正会員の数が1,600でございます。

会員は、大半が全国的に、皆様方御存じのように、500か所ほどあります地方の消費生活センターと、非常設のセンターもまだまだございますが、そういうところで、昨年度は年間140万件に近い相談を受けておりまして、その処理などにも我々の会員が当たっているということでございます。そしてまた、事業者に対するあっせん率の低下ということがありますけれども、あっせんにも十分仕事をさせていただいている者の集まりでございますので、消費者問題に関しましては精通している専門家集団と言えるのではないかと考えております。

会の説明はそのくらいにさせていただきます。本日の課題になっております部分でお話をさせていただきたいと思っております。

まず、我々が27年間、取り組んでまいりました消費者契約トラブルへの対応について、改めてこの際、機会をいただきましたので考えてみました。まず から までの関連のことがありますがけれども、私どもは毎年、消費者月間に、協賛事業といたしまして、全国の

6支部が共通テーマでともに立ち上げる形で、時宜を得たテーマを取り上げて110番活動をいたしております。昭和54年に訪問販売を問題にいたしまして、関西支部で初めての110番活動をいたしました。その後、クレジットの問題、パックツアーの問題、銀行の問題、様々な問題を取り上げてきました。最近のところを御紹介いたしますと、資料に書いてございますように、今年は2004年5月に2日間で受付件数715件でした。

テーマは、「しまった！困った！だまされた契約トラブル」です。こういうテーマにしたのはなぜかといいますと、御存じのように、消費者契約法の制定時に、5年後の見直しという附帯決議が国会の方で付いておりますけれども、そのことを考え合わせ、不当約款とか不当条項、そして不当勧誘といった問題を改めて今回取り上げてみたわけでございます。その中では、昨年度、運輸・通信サービス関連の不当勧誘が多かった状況と、私どもの今回の715件の傾向にも同様の傾向はあるものの、中には、目的にした内容のものも入っております。

それから、昨年度は、電話・携帯・インターネットなど、情報通信トラブルということで495件の相談を受けております。この2回とも、土曜などを入れながら2日間にわたって7か所で相談を受けるということでやっております。

もう一つは、週末電話相談を実施しております。平成10年度から行っておりますが、現状では、ペーパーにありますように、2002年度が1,971件でしたが、2003年度には2,857件と、相当の件数増という形であられております。これも先ほど申しましたように、不当請求絡みのものが多いでございますけれども、契約とか解約に関する相談が86.5%も占める状況でございます。

私どもとしましては、この相談は非常に大事にしたいと思っております。今のところ、土曜・日曜しか開かれておりませんが、平日に消費生活センターに相談ができて、休みのときに、何事かが起きたとき、どこか頼りになるところが欲しいということで、必死の思いで電話をかけてこられるのが相当数という状況でございます。これを解決するには、踏み込んだあっせん役をしないといけないのですが、なかなかそこまで力が注げない現状を今年度は改善を図っていきたいと思っております。

そういった相談業務を行った結果、どのようなことをその後に行っているかということをお次に説明させていただきます。

関連の業界に要望とか懇談とかをいたしておりますが、随分前のことですが、「パックツアー110番」の電話相談を平成2年に行い、8割が苦情でした。その中で、契約

内容が変更されるという点で問題があるとか、あるいは、どこに相談をしていいのか、消費者向けの相談窓口がどの会社にも設けられていないということが相談を受けながらわかってまいりましたので、特に関西におきましては、JATAに話し合いをしたいと申入れをいたしましたら、各社が御出席になりまして、いろいろ具体的な事例も通じながら話す機会を持たせていただきました。

その結果、すぐにといいいぐらい迅速な対応を業界がしてくださいまして、各社に相談窓口が開設されるという成果を得ることができました。それをその年の神戸会議で発表いたしました、私が書きました報告が資料の中に入っておりますので、また御参考までに御覧いただけるとうれしゅうございます。

それから、その後、銀行関連の110番などに関係しまして、全国銀行協会に対しまして、各銀行に相談窓口を設置するように要請もいたしまして、窓口設置数が急増いたしました。窓口の名簿なども作成・発行していただけるような状況もできてまいりました。

それから、最近の110番活動に関係いたしますけれども、不当請求に利用される銀行口座等の閉鎖ということを全国銀行業界に要望いたしまして、これも各請求入金先の銀行口座が凍結されることにつながりました。

それから、今年は携帯電話会社に相談苦情窓口体制の充実を要望いたしまして、ここに書いてありますような会社などから、いい御回答をいただきました。それから、架空請求に関しまして、利用される携帯電話の番号も相談の中から拾い上げまして、81本に関しましてはリストを作成いたしまして、関係会社に告知いたしまして、使用停止されるようにという要望書を提出いたしております。

私どもがこれまでの活動の中で、消費者の訴訟支援をするような事例などというお話もございましたので、考えてみました。ほかにもあると思いますが、これは私が経験いたしておりますクレジット契約に関して110番をやりましたときに、息子が親のクレジットカードを無断使用した件です。クレジットカードを息子が持ち出したことがすぐにわかりましたので、そのことを親が関係カード会社に即日申し出いたしておりますが、100万円を超える金額を息子が使ってしまったという状況で、約束どおり利用金額を払えと請求されて、非常に厳しいので困っているということで、110番に相談をかけてこられました。

一応、内容証明郵便などをお書きになるような助言をする形で私どもがかかりましたけれども、そのカード会社は、前向きに考える余地はないということでございましたので、訴訟支援をしながら、御本人が訴訟をすることに踏み切られました。その結果、支払い義

務は、ここに書いておりますように、月額の使用限度額50万円にのみ限定するという判決を勝ち取ることができました。これの詳細も、判例時報に掲載されているものを資料の中に入れておりますので、御覧いただけたらと思います。

5番目は、消費者団体訴訟制度に対する、私ども相談現場におります者としての考え方でございます。今年の初めに、当会会員に対するこのことについての意識調査を試みしました。会員の80%は、積極的に当協会が受け皿団体になればということで、このことに賛同いたしておりますけれども、中身的に申し上げますと、他団体との連携、また、単独で当協会自身がやること、そのどちらに重みがあるかという、少々の差ぐらいしかないような状況でございましたので、今年の総会にも諮りましたが、結論を得るところまでまだ進んでおりません。私どもといたしましては、この検討会での適格団体についてのいろいろな御検討の結果をにらみながら、今後の方向をじっくりと探っていきたいというのが、今の考え方です。

それから、「消費者団体訴訟制度の求めるもの」ですけれども、差止請求については先ほども神田さんがおっしゃいましたような内容とあまり変わらないと思います。損害賠償請求も、今回は、不当な利得を吐き出させる制度ということで、特にお考えをいただきたい、御検討いただきたいと思っております。

もう一つは、もしこの制度が軌道に乗るようになった時のことですけれども、関連の判決が出たようなときには、だれにも周知されるような公表の制度をうまく取り込むように考えていただきたいと思います。もしできることであれば、こういうことがより幅広く多くの消費者に知られるような制度設計を事前にでもやっていただければ、今も国民生活センターの方で判例の情報などもいろいろ出していただいておりますけれども、これも全体の中でいえば一部のものであらうと思いますので、もう少しその辺をしっかりと制度設計をお願いしたいと思います。それから、刑事罰による実効性の確保もお願いしたいと思います。

最後に、私どもとしては、今後、団体訴訟制度の担い手になり得ることを考えた場合、
と の2つのことを申し上げます。

週末電話相談でもう少し平日にもかかわりを持ってあっせんに踏み込んでいくようなことで今年度からすすめていきたい、それを充実・強化したいと考えております。

それから、将来的にですけれども、民間型のADRの認証が考えられている情報なども聞いておりますので、もしそれが実現するのであれば、私どもも、これにどのように取り

組むかということを実際に考えていかないといけないのではないかと考えております。

以上でございます。

山本委員長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見等がありましたら御自由に御発言をお願いします。

岩佐委員 先ほどの神田さんからお話の中で、「消費者機構日本」というものをおつくりになられるというお話がありましたけれども、まず、法人格としてこれをやっていくのかということ。あと、人的、財的な部分のことということで、今後そういうことを考えていきたいというお話がありましたが、人的な部分は皆さんが集まってという形で大体わかるのですが、反対に、原資はどうか。経済的な基盤についてはどうなされるのかをお話しいただきたいと思います。

それから、今までの問題の中で、原告適格の問題や立証の壁があったと。あと、不当利得の吐き出しの必要性も、今回、こういうことで組織としての活動をしたいというお話があったと思いますけれども、それがこの「消費者機構日本」をつくることによってすべて解決するのかという部分もお話をいただければと思います。

山本委員長 御返答をよろしく願いいたします。

神田氏 まだつくっている途中ですから、最終的な確認ということではありませんけれども、恐らく法人格については考えると思います。

それから、財政的基盤ということですが、消費者団体というのはもともと財政的な基盤が弱いという現状がありますけれども、基本的には、消費者団体の財政基盤を強めていくいろいろな事業活動を考えたり、そういうこともあろうかと思いますが、例えば、資金的な賛助会員を呼びかけるとか、あるいは、公的な資金も一部必要ではないかということもありますし、そういったことで今のところは考えていると思います。

あとは、少額多数被害ということが今の被害の特徴で、ですから団体訴訟制度が必要だと思っているわけで、一人一人の消費者訴訟を起こせないのが特徴だと思っていますので、そういった意味では、団体訴訟制度でやっていかなければ、消費者の被害はいつまでたっても後追いの形で、根本的には被害の拡大が防げないのではないかと考えております。

岩佐委員 今回、どういう法人格でやられるのかわかりませんが、法人としてつくことで、結局、改めて団体を結成されると思うのですが、結成されることでそれは解決できると捉えてよろしいのでしょうか。代替制度ができれば解決できるというのはわか

りますが、法人格を取って、そういう組織をつくられることが今回の団体制度に関する今のお話の問題に関して全部クリアできると考えていらっしゃるのとらえてよろしいでしょうか。

神田氏 まず、制度をつくりましても組織がなければ何にもならないと思いますので、組織をつくるのがまず必要だと思いますけれども、それをきちんと推進していけるだけの力をつけていかなければならないと思いますので、先ほど触れましたけれども、活動経緯の異なる団体、個人もできるだけ集まって、ドイツの例も挙げましたけれども、推進力のある団体をつくっていく必要があるのではないかと考えております。

山本委員長 ほかに御発言がございますか。

寺田委員 今、お話がありましたドイツのケースについて、不勉強なものですから、おわかりになる範囲で教えていただきたいのですけれども、74の消費者団体のうち、総連盟とその傘下の17団体だけが現実に訴権を行使しているということですが、なぜほかの団体は、そういう適格があるにもかかわらず、実際にそういう活動をしないのかということが1点。

それから、消費者センターの総連盟の中で、いろいろな案件がたくさん持ち込まれるのでしょうかけれども、そういった中で、どういった判断で、あるものは警告に持っていき、あるものは差止まで行くのか。あるいは、その辺の選別について、内部的な意思決定みたいなものがとられるような手続きがあって、法律的なものなのか、あるいは、その団体の中の定款みたいなものなのか、その辺の実情について、おわかりになる範囲で教えていただければ大変ありがたいのですが。

山本委員長 ドイツのことということですが、おわかりになる範囲でお願いします。

神田氏 細かい専門的なところはわかりませんので、必要なところは、後でまた資料をお出ししたいと思います。

74団体のうち主にやっているのが17団体であると報告を聞いておまして、一つが総連盟、もう一つがその傘下の16の州にある組織です。そういったことですので、なぜそのほかの団体がやらないのかにつきましてはよくわかりませんが、現実には、その17団体が主にやっていると聞いております。

山本委員長 要するに、訴訟を起こすのはお金も手間ひまもかかりますので、そこはある程度、あるところに特化してやっていて、すべてがやることにはなっていないということだと思います。警告と訴訟につきましては、事実上、先に警告をして、それで話がつけ

ばそれが一番いいわけで、それに応じない、しかもこれが看過できないという場合には訴訟に持っていくということではないかと推測されます。

ほかにございませんか。

高橋委員 消団連の神田さんに、「消費者機構日本」の構想について伺いたいと思います。

日本では今、新しい消費者組織づくりが進んでいて、中央段階では「消費者機構日本」が9月に立ち上がるという御説明かと思います。それは、消団連加盟の43団体がすべて加入した上で、学者や個人の消費者活動家などが任意で参加できるという理解でよろしいのかどうか確認させてください。

それとも関連しますが、最初、別紙資料3-2- の御説明におきまして、3のところ、約款や広告表示等の調査、申入れの活動事例として、法人格を有さない小規模な消費者グループの活動なども紹介されておりますけれども、消費者トラブルが多様化する中で、こういう専門性の高い消費者グループなどが差止請求に関与してくることは意味があることだと思います。つまり、今構想していらっしゃるものは、そういうグループがわざわざ法人格を取らなくても、その機構に加盟することによって実質的な効果が上げられるからこういうものをつくりたいということで、そういう小さな組織をたくさん巻き込んでいこうという考え方なのか、その辺をお伺いしたいと思います。

神田氏 最初の御質問の、消団連の43団体が加わってプラスかどうかという御質問ですが、これは先ほど私が早口で説明したのでわかりにくかったと思います。全国消団連としてこれをやっていくのには、加入団体としていろいろな団体がいる中で、それはちょっと無理があると。ですから、そうではなくて、新しい組織をつくっていく必要があるのではないかとお話しいたしました。それは、消費者被害の動向が把握できる団体、組織運営とか財政責任が担える団体などが中心になって、そして、専門家や個人が参加して活動していける、そのようなことを考えております。

それから、先ほどの専門的な団体のことにつきましては、活動事例ということで挙げておりますので、今後、参加してくるということもあり得ると思いますけれども、ここで挙げているのは活動事例という形で挙げさせていただきました。

高橋委員 そうしますと、御紹介は、消団連としてそれを推進していくという考え方はなくて、今、別組織がそういう形で進行しているという御説明であったと理解した方がよろしいということでしょうか。

神田氏 はい、そうです。消団連で昨年、「消費者運動ビジョン」というものを論議しま

して、こういったことを大事にしていきましょう、強化していきましょうということのみ
んなで確認し合って、そして消団連の会員のところで、消費者被害の動向が把握できると
ころとか、先ほど言ったようなところが中心になって、いろいろなところに声をかけなが
ら新しい組織をつくっていくという形になりますので、直接、消団連ということではござ
いませんけれども、全く関係がないということでもありませんので、そういった関係にな
っています。

山本委員長 次に角田委員からお願いします。

角田委員 藤井さんに質問です。会員への意識調査の結果では80%が、受け皿団体にな
ることに賛同ということですが、結論としては、単独でなるか、他団体と連携するのかに
ついては結論は出ず、この委員会の動向等を見ながら検討していきたいといったお話があ
りました。両方の意見についての、メリット・デメリットというか、具体的にどのような
意見があるのか、参考にお聞かせいただければと思います。

藤井氏 具体的にといいますと、全部を申し上げるわけにもまいりませんので非常に難
しいところですが、角田先生はおわかりいただけだと思いますが、私どもの会員の
大半は、地方の消費生活センターや国民生活センターに雇用されて相談業務を受けている
者たちです。その中でいろいろな情報に接しますが、これはどうしても守秘義務があっ
て、その事例を持ち出してどうこう言うことができないという点も会員の懸念の一つで
ございます。でも、当協会は、開設当初から、その点については、自前で110番活動など
をやりながら、自力で問題があるような情報収集を心がけて二十何年の経験があるとい
うところですので、それについては、そういうものを手がかりにしてやっていく、とい
うことでいいのではないかということ、私も総会の席上で申したことがございます。

ただし、地方のそういうところで、行政の中で相談業務を担っている者たちの集まりと
もいえるこの団体が、事業者を相手に訴訟する、そういう事業をやること自体が問題では
ないかという指摘を、会の何人かからは厳しく総会の場で指摘があったり、それまでも
そういう意見を述べられたりという機会もありました。私どもとしては、長い間、消費者
相談にかかわってきて、やはりこの時点でこんなに相談が増加して、しかもそう簡単に解
決しないということを背景にらみますと、どうしても消費者サイドに立って団体訴権な
るものを行使できるような状況を、この国の中にはつくっていかないとだめではないか
というところで話もいたしました。

ただし、私どもの定款内容ですが、ここに少し出させていただいたように、もし、単独

でやるとしても、他団体と御一緒にやることを考えても、もう一度当協会の定款の目的そのものを、これでいいのかどうかということから検討し直していく必要もあるのではないかと考えております。そんなに迅速に結論を導かないで、緩やかに状況を判断しながら考えようではないかという思いで今のところ입니다。

十分に御質問に答えられていないかも知れませんが、よろしくお願ひいたします。

山本委員長 ほかに御発言の御希望がございますか。

鹿野委員 神田さんに1つと藤井さんに1つの御質問があります。

まず、神田さんの方には、この報告書の15ページのところに、適格団体要件についての記載がありまして、その第1番目に、警告・訴訟活動への社会的信頼性確保の方策の一つとして、登録制度が必要であると言っているように見えます。ただ、その次のところには、登録制度とともに裁判所の個別審査において訴訟ができる道も検討しておく必要があると書かれています。2番目のところは、より広く団体訴権を行使する可能性を開くという趣旨であることはわかるのですが、1番目の社会的な信頼性の確保のところと、結果的には矛盾する側面が出てきはしないかと思ひます。その点はいかがでしょうか。

というのは、「警告」をどのように位置づけるかということともかかわるのでしょうけれども、要するに、登録あるいは認可等も受けず、あるいは、裁判所の審査も受けない警告が発生する余地を認めることに結果的にはなってしまうと、それが1番目に書いてある社会的信頼性確保ということに対する侵害にはならないのかという点が第1点です。

それから、藤井さんに対して、今のこともかかわるのでありますが、全国消費生活相談員協会としては、この適格団体要件については、特に今の認可・認証あるいは登録等の制度についてはどのようにお考えなのか、お聞かせください。

山本委員長 それでは、よろしくお願ひします。

神田氏 まだ議論が固まっていないところではございますけれども、今話し合っているニュアンスとしては、最初に書いてある方が、どちらかという意見は多く出ているかなというところではございますけれども、これだけにしないで、先生がおっしゃったように、もっと広く参加できる余地を残しておくという意味もあります。

矛盾とおっしゃられたことがよくわからないのですが、1つ目のところは、そういう形で登録制度にすると。ですから、それはそれでいいわけですね。そうでないところは、裁判所の個別審査を受けるということですから、そこで適格団体であるかの判断を仰ぐことになるのかなと思ひます。

山本委員長 訴訟前の警告、裁判所のチェックを受ける前に警告ができますか。

神田氏 警告の場合には、私も、この団体がどういう団体であるのかがわかった方が、先ほどの御発言などの関係からいたしましてもいいと思いますので、そういった意味では「社会的信頼性」と書いております。

2番目の方は、登録はしていないけれども緊急に何かをしたいとか、そういった場合があるかもしれませんし。そのようなことを考えているというか、いろいろな話をしているところです。

警告ということをお考えすると、登録することが必要かと思いますが。

藤井氏 今のお話でございますが、私は、前回のときに、日本弁護士連合会が、適格団体についてのいろいろなお考えをお出しになりましたが、おおむねそういった内容について、いいのではないかなとあのときは拝聴いたしておりました。

私どもとしては、あまりにも要件を厳格にしまして、わずかな団体しかこういう権利行使ができないというのは、やはり日本の国においてはまずいのではないかと。緩やかな要件にすることを考えております。ただし、消費者問題に深くかかわって相談を行っている者からしますと、本当に消費者サイドに立って公正に物事を考えて今まで行動をしてきて、これからも信頼を勝ち取ってやっていけるような状況の団体を、どのように要件を付けて判断していただくかというところではないかと思ひ、そこを切に先生方にお考えいただきたいと思ひます。

山本委員長 それでは、升田委員で最後の発言とさせていただきます。

升田委員 一つだけお伺いしたいのですが、今お話の消費者団体としての適格性という一般的な要件の問題だと思ひますが、特定の事件が起こった場合、消費者被害を受けた人の権利と特定の消費者団体との何らかの実質的なつながりが訴訟を起こす場合には必要だと思ひになっているのか、それは一切必要ではないと思ひになっているのか、そういったあたりはいかがでしょうか。

山本委員長 どちらからでも結構ですので、お答えいただけますでしょうか。

神田氏 質問の意味がよくわからないのですが。

山本委員長 私からお答えするのは差し出がましいと思ひますが、恐らく、消費者団体訴訟であれば、特段のつながりは必要ないというお立場かと思ひます。

升田委員 その場合に、特に消費者被害者がおられて、その人の何か依頼が必要なのか、依頼もなく、自分たちが認知したら、それは訴訟を起こせるのか、そういった問題もある

と思いますが、その点はいかがでしょうか。

山本委員長 今回の御質問は損害賠償の場合ですね。

升田委員 いえ、差止の場合も、です。

山本委員長 差止の場合も含めてのご質問だとのことですね。

神田氏 依頼ということは基本的には要らないと思いますけれども。

山本委員長 損害賠償であれば、既に被害が生じて、個々の消費者に損害賠償請求権が発生していますので、それを代わって消費者団体が行使するという場合、それを依頼するのか、あるいは、勝手にやれるのかという問題が出てくるかだと思います。

差止の場合は、まだそういう被害が生ずる前で、一般的、抽象的にこの約款は不当だということで差止を請求しますので、恐らく、その場合は依頼ということは問題にならないのではないかと先ほどお答えしましたけれども、この問題はまだ根が深いかと思しますので、今後また当委員会の議論の中で深めてまいりたいと思います。

それでは、予定の時間となりましたので、消費者団体からのヒアリングはこのあたりで終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

以上で本日予定しておりましたヒアリングは終了しましたので、議事を終了させていただきます。

それでは、次回の開催予定について、事務局から連絡をお願いします。

柳原国際室長 次回の委員会は、8月13日、金曜日の10時から12時まで、この建物の11階にございます共用第1特別会議室、1113号室にて開催いたします。次回は、消費者団体訴訟制度に係る論点整理の第1回を予定しております。

山本委員長 それでは、これにて閉会いたします。ありがとうございました。